

社会福祉法人 やまと福祉事業団
令和 8 年度事業計画

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日発生 of 東日本大震災から丸 15 年が過ぎました。この日、三陸沖を震源とする巨大地震と、それに続く大津波、更に、福島第一原子力発電所の重大事故を伴う東日本大震災が発生し、死者・行方不明者 18,420 人、震災関連死 3,808 人という未曾有の被害をもたらし、現在もなお 26,597 人が避難生活を余儀なくされている。

ここ 15 年間、熊本地震・北海道胆振東部地震・西日本豪雨、台風 19 号による河川氾濫・浸水被害・熊本豪雨、熱海土石流、そして、2024 年の能登半島地震など、大規模災害が相次いでいる。

当法人では、人的直接支援はできませんでしたが、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会「全社協」・全国社会福祉法人経営者協議会「経営協」関係団体を通じて義援金を拠出させて頂いているところであります。

しかし、度重なる災害が続く中で、とりわけ忘れてはならない事実があります。それは、東日本大震災における障害のある人の死亡率が、全住民の死亡率の 2 倍であったという事実です。

情報が届かなかったこと、移動が困難であったこと、避難所にとどまることができなかったこと、必要な支援が受けられなかったことなど、障害ゆえの困難や社会的障壁が「死亡率 2 倍」という悲惨な事実を作り出したのです。

この 15 年間で、我が国はこの「死亡率 2 倍」を回避できる国に変わったのでしょうか。情報の壁、移動の壁、避難所などの環境の壁は取り払われたのでしょうか。

残念ながら、肯定的な答えは見当たらない。それどころか、災害時にも「自助、共助」を当然視する風潮が強まっていることに、私たちは強い懸念を抱いてしまいます。

国や自治体は、度重なる災害を経て、災害対策をどれだけ充実させてきたのだろうか。

また、福島第一原子力発電所事故はいまだに多くの人たちに影響を及ぼし続け、15年を経た現在もなお、帰還困難な地域が存在するなど、原子力災害の長期的かつ深刻な影響を私たちに示しています。

「共生社会」が叫ばれる今日、真の共生とは何か。それは、障害者権利条約が求める、障害のある人と他の市民との実質的な平等の実現にはかならない。災害時において、被害が障害者に集中・集積することがあってはならないのです。

喫緊の課題としては、東日本大震災の教訓と障害当事者の声に基づき、情報格差をなくす政策の推進、移動の困難を軽減する政策の整備、そして、命を守ることができる避難所環境の確立を早急に実現することです。

障害者権利条約の採択から20年を迎える本年、災害と障害者に関する政策においても障害者権利条約の理念に恥じない対応を強く求めたい。

我々は、この甚大な災害の教訓も踏まえ、今後発生が懸念されている大災害に立ち向かわなければならない。有効な備えが無ければ、災害発生時に我が国の経済・社会が危機に陥ることになり、さらに平常時にも、日本経済の信頼性が低下し海外からの購買や直接投資の減少、生産の海外移転などの問題も生じる可能性があります。

そこで、私たちは、国内外における大災害のあらゆる可能性を直視し、より厳しい事態を想定すべきであり、それらを踏まえ不断の努力により、甚大な災害による被害にも有効な事業継続「BCP」の戦略を見いだし、対策を実施し、取組の改善を続けていくべきである。

これまでの災害では、計画した事業継続計画「BCP」や他機関との連携が有効に働き、いち早く事業を回復できた事例もあることから、それらを参考に事業継続能力の向上・強化に活かすことが重要である。

また、法人組織の事業構造や活動・生活環境が極めて多様化・

複雑化している今日、災害に限らず、様々な種類の危機的事象の発生が支援活動や活動の停止につながることを懸念されており、これらの活動が一度途絶^{とぜつ}すれば、国内外にわたる大きな負のインパクトを生むことになります。

そこで、災害のみならず、どのような不測の事態に直面しても、強くて、しなやかに回復できる運営・支援活動を構築する必要があります、法人・組織の事業継続能力の一層の向上が求められる。

既に、我が国における事業継続の取組は一定の進捗が見られ、その有効性が発揮された例もあり、国際的にも先進性を発信できる部分があります。

これらを踏まえ、今後さらに一層の拡充に取り組む必要がある。ガイドラインは、我が国の法人・組織における、このような事業継続の取組の必要性を明示し、実施が必要な事項、望ましい事項等を記述することで、事業継続計画の策定・改善につながる事業継続マネジメントの普及促進を目指すものである。

また、法人・組織は、原因が何であれ重要な事業を継続できない場合に備え、常に必要な対応を求められるとともに、その対応の是非がその後の事業活動の成否に重大な影響を及ぼす。

そこで、経営者・管理者等自らが責任を持ち、平常時から事業継続能力の強化に取り組む必要性とメリットを理解し、相応の時間と人材・労力、資金を積極的に投入して、何が起こっても事業を継続させる意志と体制を持ち、その実現に努力する必要があります。

このように、事業継続の取組は、法人が率先して取り組むべき重要な経営課題であり、担当者のみの対応では効果が得られず、社会的責任も果たすことができない。

常に、あらゆる危機的事象を乗り越えるために、「事業継続ガイドライン」に沿って「事業継続計画（BCP）」の実践訓練を行い、職員・利用関係者・関係機関・地域住民等との情報共有を行うと共に、課題や・問題の分析を行い、常に見直すなどの戦略を講じることが「法人・事業経営を強くする」「利用者に安心

を与える」ことになります。

令和8年12月25日施行予定**こども性暴力防止法**がスタートします。

本年2月12日の新聞報道によると、県内の福祉施設で女兒（13歳未満）に不同意性交等致傷の疑いで、アルバイトの44歳の男性介護士が生駒署に逮捕されたと云ったショッキングなニュースもあり、この種事案は全国的にも少なくありません。

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではない。法律では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取り組みが義務付けられました。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取り組みが求められます。

対象事業は、義務対象としては、学校（幼・少・中・高・特支）認可保育所、認定こども園、児童養護施設、障がい児施設など。対象業務は、教員、部活指導員、保育士、児童指導員、児童発達支援管理責任者など、認定対象としては、義務対象以外で、認可外保育施設や学習塾など国が認定することにより対象施設になります。

我々、事業者求められる取り組みとしては、

☑日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進める。

☑こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認する。

☑性暴力の恐れがある場合は、こどもに接する業務に就かせないようにする。

更に、事業者求められることは、

①性犯罪前科の有無を確認すること。

②確認されれば、配置転換等の雇用管理上の措置が必要となる。

③採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪に有無を確認。

等の業務を担うわけですが、職員・関係者の前科前歴等を把握することなど、人権問題に発展する可能性があることから、取り扱い責任者・担当者を指定して、その取り扱い運用に最も慎重を期する必要があります。

つぎに、令和8年2月18日、厚生労働省・こども家庭庁が「障がい福祉サービス等報酬改定」資料を公表しました。

本来の改定時期である令和9年度を待たずに「期中改定」として、処遇改善などの緊急体対応が実施されることが発表されました。

障がい福祉サービスにかかる費用の急増や、スタッフの人手不足がこれまで以上に深刻になっていることを受けて、制度を長続きさせつつサービスの質の向上を高めるための緊急対応だとしています。

今回の見直しは、具体的には、現場で働く方々の賃金を加算するために、

- ① これまで主な加算対象が「福祉・介護職員」等であったが、今回から（障がい福祉従事者）全般へと拡大された。
- ② 業務効率化などに取り組む事業所への「**上乘加算**」の新設
今後も賃金を上げていける環境をつくるため、ICT※（タブレットや記録ソフトの導入）を活用しての生産性向上（業務効率化）や（協働化）に取り組む事業所には、今の処遇改善加算に、加算率を更に上乘せされる。
- ③ これまでは対象外だった「計画相談支援・障がい児相談支援・地域相談支援」新しく加算が新設される。

加算率は、どれも5.1%に設定されています。

但し、条件としては、キャリアパス要件と職場環境等要件を満たすことが求められている。

今回の新ルールは、「令和8年6月」からスタートしますが、キャリアパス要件や職場環境を整える要件などは、準備に時間がかかるため、ひとまず「令和8年度中にやります」と云う誓約すれば先に加算対象になりますが、年度内に対応が終わっていなかった場合、返還することになることから、焦らずに、確実に実行できるペースで無理なく準備を進めていくことが、何

より大切です。

今後、国等から発出される通知や省令等を把握しながら、適切に業務を推進して参る所存であります。

少子高齢化や労働人口の減少など、地域や社会構造の変化は、社会福祉法人の事業継続に大きな影響を与えており、社会福祉法人が地域のニーズに応え、福祉サービスを提供し続けるための基盤強化が課題となっています。

変わりゆく時代を見通し、地域共生社会の実現に向けた今後の社会福祉法人の事業展開を考えなければならない。

特に、共通の課題である、福祉人材の確保・育成・定着に関する取り組み、社会福祉法人に求められている地域における公益的な取り組みの検討、今後、30年以内にマグニチュード8から9の南海トラフ巨大地震が70～80%の確率で発生すると予想されており、前述の事業継続計画（BCP）の見直しなど、災害など「あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対策、それに法人のガバナンス強化と経営及び本部機能の在り方等を意識した活動を推進します。

法人は、本年7月で平成13年7月の創設から、丸25年を迎えることになります。その活動は、暮らしを守る「福祉の原点に立ち」コロナ禍により急増した生活課題への対応策と、新たなアイデアや工夫を取り入れた新しい障がい児・者福祉の実践を模索し、これまでの「歩みをとめない」ための具体的な方策を講じていきます。

私たちのこうした活動が、地域の人々や世論の理解と共感を得て障がい児・者一人ひとりが自身の存在の価値を実感し、様々な人と共に支えあいながら生きていくことの喜びを分かち合える社会や、生活実現への一歩になることを信じ、法人組織が一体となって事業・活動を推進するため、ここに、令和8年度事業計画を定め、引き続き知的・発達障がい児・者の福祉の向上に一層努力する所存であります。

実施計画

1. 法人本部

(1) サービスの質の向上（信頼と安心のサービス）

前年度に引き続き、社会福祉法人の責務に鑑み、地域福祉の拠点施設として、更なる法人の機能強化に向け、積極的な事業展開を図ります。

重点目標としては、

- ① 多動や他傷性のある重度障がい児・者などで、危険を防止するための対応や支援の必要な重度利用者にとっては、支援方法や体制について、十分な配慮と検討を行う。
- ② 就労継続支援（B型）・就労移行支援の取り組みを通して、障害者の就労の方向性について検討する。
- ③ グループホームや通所サービス等、障がい者の生活全般についての検討や相談支援事業の強化等、今後の支援の方向性を纏める。
- ④ 青色防犯パトロール隊の活動を継続すると共に、更なる地域貢献活動として、地域住民のニーズや意向を把握しながら、プラスワンの新たな貢献を推進するなど、活動を強化する。
- ⑤ 首都圏直下型地震や南海トラフ・火山の噴火などの大災害の発生の懸念が指摘される中、また、感染症等の予防をしながら「できること、できる方法」を生み出す、障がい児・者福祉の本領を発揮する時だと考え、利用者の安心、安全の確保と事業の継続について万全の対策を講じる。

また、市町村の防災計画と連動した災害時の支援・応援・体制について「あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略計画（BCP）に基づく訓練・課題の共有・計画の見直し等を行う。

(2) 財務基盤の安定化

利用者へのサービス提供基盤をより強固にするためには、財政の安定など、利用者の安心感が得られる充実した環境づくりが重要である。

これまで、通所者やグループホーム体験利用者への利用促進への様々な角度からの働きかけ等により、また、児童発達支援事業・放課後等デイサービスの積極的な展開により、同事業での利用者の増加に伴って、デイケアの利用者も増加した結果、給付費の伸びが前年度比で、毎年約18%位の伸びを示しておりましたが、令和7年

度は、前年度に比べ若干の落ち込みが見られた。

これに対し、人件費は、ここ6年間は、収入のほぼ65%前後で推移するなど、ほぼ適切な水準に収まっております。

今後共、これらの事業を堅実に拡大しつつ、給付費等の増収も図り、安定的な事業運営の持続及びコストマネジメントの徹底と創意工夫につとめ、更なる財務基盤の安定のため、全役職員が一丸となって取り組みます。

(3) 有能な人材確保と育成

社会福祉法人には、質の高い障害福祉サービスを安定して継続的に、提供することが求められている。それを担うのは、偏に人材であり、将来の法人の姿を考えると、法人の成長は「人材の育成」にかかっていると云っても過言ではありません。

法人理念を基本とした新人、中堅職員の育成はもとより、法人運営の中核となる職員や、施設長等の次世代リーダーの育成は急務であります。

先の報酬改定でも示されたように、良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から福祉専門職の配置割合が高い事業所を評価できる新たな区分を創設するなどの見直し措置が図られました。

障がい者福祉のスペシャリストとして、時代と社会のニーズに対応できる人材がこれまで以上に求められることから、業務への取り組み意識を改革し、職員の資質の向上を図るため、人材育成を目的とした内外研修等を引き続き実施します。

(4) 人事制度・法人の組織強化

(活力と持続的発展性のある組織づくり)

各事業所の利用者の円滑な支援に向けて、これまで同様に適正な人の配置ができるよう法人の更なる組織強化を進める。

また、少子高齢化に伴う障がい福祉制度の変革を見すえて、福祉人材の確保が難しくなる状況を勘案した人員確保の方策を明確にした経営モデルを構築する。

人事制度については、人事考課を昇・降任に反映するため、法人としての人事情報管理を開始し、給与表の見直しを行う。

職員は自覚して自己啓発をし、上司は責任を持って部下を育成する風土を醸成し、利用者への最良の支援を実現する。

(5) 働きかた改革「働きやすい職場づくり」

介護など福祉業界は、離職率が高く人材確保が困難と云われていますが、当法人では、これまで、成人分野・児童分野共に、若干の出入りはありませんでしたが、定着率は、年間を通じて良好であります。

しかし、ここ令和6年度末に来て、若干の出入りはあったものの、中心となる職員はほぼ定着安定しつつあります。

過去の経験を活かし、長時間労働や・メンタル不調の防止を図り、安心・安全な職場として職員の定着と業務のベストパフォーマンスが発揮できる職場環境を目指し、先ず、取り組んだのが「NO残業」でした。

職員に「定時には、パソコンの電源を落として」定時に退社すること。遅くとも、定時から30分以内には、完全退社するように徹底します。

それでも、残業を余儀なくなった場合には

- ① 残業する仕事の計画を立てる
- ② 作業時間を決めて承認を受ける
- ③ 無駄をなくし、時間を厳守する

ことを条件として、上司の伺いを立てるよう指示し、既に、その旨を各事業所に掲示しているところでもあります。

また、法令に従いこの度の働き方改革の目玉である年次有給休暇の最低5日以上の取得についても全員消化しており当然ながら働きやすい環境情勢になりました。

(6) 事業の進捗状況の点検把握と改善。

それぞれの事業の着実な実現に向け、その推進状況を評価するため、今後の目指すべき姿を示した指標を設定し、その進行や達成状況等について点検を行い、進捗状況の把握に努め、現状と課題、今後の方向性について適切な指導あるいは指示をこまめに行い改善につとめます。

(7) コンプライアンスの徹底遵守及び苦情解決のしくみと危機管理体制の整備。

障害福祉サービス利用者の適切なサービス利用及び権利擁護を目的に、事業者として、常にその提供する障害福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めるため、その仕組みにおいて、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を促進してまいります。

併せて、法人、組織体制の点検を行い、運営を確固たるものとするため危機管理体制を整備・確立し、利用者から信頼され、安心さ

れる体制を構築します。

また、障害児・者の人権を対象としたすべての方々の人権を擁護するとともに、個人情報保護を含むコンプライアンスの遵守を徹底的に実行します。

更には、東日本大震災より間もなく、15年が経過しますが、来るべき東南海地震や首都直下型地震等への防備として、災害時の要援護者への支援の在り方や、地域の防災対策における施設・事業所の福祉避難所としての在り方等について引き続き検討を行うとともに、大規模災害に備え、既に、檀原市と法人との間で、改めて当法人の生活介護事業所（友の室）と檀原市民間福祉施設一時避難所として「災害発生時に民間福祉施設等が行うよう配慮者の受け入れ協力に関する協定書」を締結しております。

引き続き、令和2年5月に移転した福祉型児童発達支援センター「なら子ども発達支援センターふぁ〜すと」も災害発生時に民間福祉施設等が行うよう配慮者の受け入れ協力施設として、檀原市との協定締結を行い、平時からの防災体制及び災害発生時の効果的な支援体制の強化構築を目指します。

（８）地域社会への貢献（地域住民や関係機関・団体等との連携の促進強化。）

令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、社会福祉法人の「連携・協働・合併・事業譲渡」など、社会福祉法人の事業展開が取り上げられるようになりました。

その背景要因は、社会福祉法人改革です。地域における公益的な取り組みを実施する責務が定められ、各地で複数の法人が連携・協働して責務を果たそうとする動きが始まったことが事業展開の検討の背景要因と考えられます。

人口減少や急激な高齢化、地域社会の脆弱化によって、地域の福祉ニーズが多様化・複雑化し、従来のように福祉各法で想定する典型的な福祉ニーズに対して縦割りでサービスを提供するのでは、対応が困難になり、地域のニーズを起点に制度別のサービスや制度外のサービスに横櫛を通すことが求められている。

その次は、2040年問題です。人口減少社会、そして急速な高齢化に伴って、現役社会である生産年齢人口の割合が急激に減少することが予想されます。

その中で社会にある「人・モノ・カネ」の諸資源を効率的かつ効果的に活用するため、ICT「※」やロボットなどだけでなく、福祉

サービスの供給メカニズムの抜本的な見直しが求められ、連携・協働化・大規模化が、有望な手段だと期待されています。

当法人としては、このような社会福祉法人の事業展開の検討には至っていませんが、身近な活動として、既に実施しています「青色防犯パトロール隊」の活動を手始めに、地域に根ざした開かれた法人施設として、今後とも地域住民との良好な関係や、関係団体・機関、その他社会資源などとも密接に連携し、相互の信頼と協力により、所期の目的達成に努める所存です。

※ICTとは、「Information and Communication Technology」の略称で、「情報通信技術」と訳されている。ICTは、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のことである。ICTは、デジタル化された情報通信技術であり、インターネットなどを經由して人と人をつなぐ役割を果たしている。

2. 各事業について

「補足資料：別表・現状と課題、今後の方向性」参照

(1) 生活介護事業所「友の室」の取り組み

利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の援助、創作的活動又は生産活動の機会の提供や、その他利用者一人ひとりの障がい特性に応じた、必要な支援を適切かつ効果的に行うことを本事業の基本としています。

支援については、ケアマネジメントの手法を用いており、利用者本人の日中活動の場として充実を図るため、引き続き必要な社会資源の開拓と創出、地域との連携を図ります。その為に必要な活動として、

- ① 屋内活動では軽作業や創作的活動、野外活動では農作業など幅広い活動をバランスよく取り入れます。日常生活の面でも最低限の生活スキルを習得する為、それぞれの利用者に合った個別支援を行います。
- ② 日常生活に必要な社会との関係を身につける為、本人のニーズや適性に応じて、活動の場の出張先である「ゆうゆ〜今井」を活用し、一般のお客様を対象とした販売会の機会を設け、地域の人々との交流・啓発を図ります。

また、ポスティングや古紙・金属等の再資源回収作業、近隣店舗での食事会や買い物体験も地域社会につながる重要な活動と

位置づけ、積極的な取り組みを行っています。

- ② 地域参加に繋がる活動としては、地域の行事やイベントへの参加、運動活動では県スポーツ協会主催の「奈良県障がい者スポーツ大会」等へ参加します。利用者の特性・個性に合わせた班分けを進める中で、文化的活動への出展にも積極的な取り組みが出来ており、令和7年度にも5年連続となる「障害者作品展」優秀賞をいただく事が出来ました。今後も各利用者の得意な分野で様々な活動へ参加ができるように環境を整えます。
- ④ 地域への社会貢献活動・公益事業に位置づけ実施しております「青色防犯パトロール」、SDGsへの取り組みとして行っている「地域清掃ボランティア活動」「麦ストローの製造・販売」も引き続き、職員・利用者と共に日中活動の中で鋭意取り組んでいきます。

日々の活動では、幅広い層の利用者が友の室を利用されている事から、利用者本人の身体面や精神面を観察し、年齢や障がい特性を十分に把握した上で、利用者本人のニーズと適性を軸に、班編成を組み、課題の酷似したグループ単位での個別支援を原則とします。

特別支援学校から職場実習生を定期的に受け入れる事で、事業所の活動の理解とご家族様への安心感にも繋げ、数年先を見越した取り組みも行っています。

本人にとって適切な援助を行う事で意思表示や自己選択を行えるような環境を整え、生き生きと活動出来る事業所として取り組んでいきます。

(2) 西和地区「上牧町内」における生活介護事業所等建設について

当法人の放課後等デイサービス事業のうち、西和地域上牧町に展開のファミリーサポートせいわ「大地」については、定員を遥かにオーバーしており、その殆どが、香芝市・大和高田市・上牧町を中心とする奈良県立西和養護学校の児童・生徒であり、卒業後の進路についても8割が生活介護事業の利用を希望されており、生活介護事業所への通所希望が多い状況にあります。

このことから、先の理事会・評議員会において、「上牧町大字上牧」における3筆の用地につき、現地視察の上承認を頂き、放課後等デイサービス事業所並びに生活介護事業所の併設での建設計画を進めてきました。

しかし、上牧町内での建設であり、養護学校卒業生は別とし

て、就学時の放課後等デイとなれば、上牧町の利用者数が多ければ、自治体の同意は得られ易いが、令和8年度は、3事業所「大地・大地の森・宇宙」の利用定員にバラツキがあることから、3事業所の利用定員を平均的に満たす作業が必要となります。

よって、上牧町における施設整備については、引き続き「友の室」同様に生活介護事業と児童の短期入所を併設する方向で鋭意進めてまいります。

しかし、地権者との契約は、農地法の転用を停止条件とする売買契約を締結し、その所有権移転の時期を、本年12月15日とし、転用に向け、上牧町「障がい福祉課・まちづくり推進課」との協議を重ね鋭意努力する所存であります。

(3) かしはらワークス「就労継続支援B型・就労移行支援」事業 かしはらワークス

一般企業に雇用されることが困難な障害のある人が、就労するにあたり必要な知識や能力の向上を図り、実習や職場探しを通じて、企業などへの雇用を目指した支援を行います。比較的軽度な方の就労に向けた活動の場を事業展開し、雇用に向け養護学校卒業生の進路として名乗りを上げることが課題であります。

まず、第一の課題に、利用者の工賃向上があります。工賃向上を目指すためには利用者の就労先店舗売上を伸ばす取り組みが必要です。具体策として「ミニレストランまぁぶる」・「おかし工房実ん都」でそれぞれ開設しています「インスタグラム」を用いたSNSの発信に力を注いでおり、集客を図ります。「まぁぶる」では新メニューの考案を行い、魅力溢れる運営を心がけます。「実ん都」はマルシェなどの販売会への積極的な参加をしていきます。「ミニレストランまぁぶる」・「おかし工房実ん都」各店舗での売上を増やし、結果工賃向上に繋がるよう、取り組んで参ります。

次に、就労継続支援B型事業の活動内容としましては、染色講師の中居公子様の指導の下、布草履の鼻緒の染色技術や作品展への出展品の制作など、利用者が染色技術を学び、形となる活動を行います。今井町の店舗「ゆうゆ〜今井」での販売をはじめ、生き生きと働く場を提供し、利用者が地域に根付いていけるように今後も支援していきます。

就労移行支援事業におきましては、移行後の働く姿を見通した活動に重点を置いています。調理技術の向上や焼き菓子等の製造・商品管理や道の駅への納品作業、「給食センター」での大量調理の作業を各々

の利用者の特性や伸ばすべき技術・能力に合わせて行います。

利用者の入所に関して、本年3月に大淀養護学校を卒業する生徒1名が「かしはらワークス」へ入所予定です。当事業所での多種に渡る活動に共感して頂き、入所の運びとなりました。来年度以降も法人での活動を積極的にアピールし、学生に「選ばれる事業所」となるよう、取り組みに邁進します。

(4) 共同生活援助事業・短期入所事業

「ビレッジまほら(A棟・B棟・うねび)」

「ビレッジまほら(短期入所)・「うねび(短期入所)」

障がいのある方が自立した生活を送れる様に家庭的な雰囲気の中で食事・入浴・排泄などの日常生活の支援を提供している。

現在、ビレッジまほら A 棟 18 名・ビレッジまほら B 棟 8 名・うねび 3 名が入居して日々、グループホームで共同生活を送っている。

当事業所の定員は 45 名であり、現在の入居者数は 29 名、充足率は約 6 割となっていて、今後のニーズに対応可能な受け入れ体制を確保しており、新規利用希望にも柔軟に対応できる。

利用者の年齢構成は 19 歳から 55 歳までと幅広く、平均年齢は約 35 歳である。比較的若年層が多い一方で、40 代以上の利用者が約 3 割を占めており、今後 10 年以内には 50 代以上の割合がさらに高まることが想定されるため、利用者の重度高齢化に対応できるよう安全面への配慮と支援体制の更なる充実が求められている。

また、家族の高齢化により、「親亡き後」を見据えた支援の必要性が高まっている。今後は事業所が利用者の生活基盤を支える中心的役割を担うケースの増加が想定されることから、長期的な視点に立った体制整備が重要な課題である。

さらに、夜間帯における体調急変や転倒等の突発的事態への迅速な対応が求められる中、少人数体制における見守りには一定の難しさがあり、職員の心理的・身体的負担も課題として認識している。今後も利用者が安心して生活を継続できる環境づくりを進めるとともに、支援体制の充実に努めていく。その一環として、ICT 機器や見守りセンサーの活用についても情報収集を行いながら、当事業所に適した体制整備のあり方を検討していく。

また、利用者の生命と生活を守るため、災害時等の非常事態においても生活を継続できる体制整備の一環として、食料品や生活必需品を保管する備蓄庫をビレッジまほら敷地内に建設しているところである。引き続き、緊急時対応力の向上を図り、安全で安定的な事業運営につなげていくことにより利用者およびご家族から信頼される

事業所づくりを推進し、サービスの質の向上に継続して取り組んでいく。

(5) 福祉型児童発達支援センター

なら子ども発達支援センターふぁ〜すと

当センターは、開設から間もなく7年を迎えますが、引き続き奈良県下中南和地域の中核の療育センターとして、その機能を強化し、地域の療育支援事業所全体の質の底上げに寄与できる取り組みを、地域の障害児の発達支援の入り口として、保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、当センターの相談支援専門員、公認心理師等の専門職とも連携して、子どもの発達相談や家族支援を適切に行うなど、適切・必要な療育支援につなげていきます。

また、通所による療育センターとして定着してきました「親子通園」「毎日通園」「並行通園」「個別訓練」の療育支援を希望する家族や希望者が徐々に増え、利用登録者数が121名と増加してきました。橿原市は勿論の事、奈良県障害者総合支援センターのドクターからの紹介、各市町の担当課や保健センター、相談事業所の他に、幼稚園、保育園の方からの勧めや紹介、口コミ等による問い合わせも増えてきています。

① 「親子通園」

発達障害や、発達性共同障害のお子さんが早期に診断を受けられるケースが増え、1歳児からの参加も増えてきています。

早期療育のスタートとして、親子での通園で、子どもの発達について知り、積極的に受けに来られる保護者が増えていきます。

また、保育園、幼稚園では集団生活が難しく、退所して来られるケースもあり、「毎日通園」へと移行されています。

② 「毎日通園」

集団生活が困難で言葉の遅れや軽度の知的障害、自閉症スペクトラムの未就学児で基本的な生活習慣がつきにくく、丁寧な個別支援が必要な未就学児が対象で、保護者の中には就労している方が多いです。毎日の決まった安心できる環境の中で小集団の中で発達を促していきます。

コミュニケーションが取りにくい、言葉がなかなか出にくい等のことが、毎日の療育の中で成長が見られ、日々療育の大切

さが保護者にも伝わって「毎日通園」を希望される保護者が増えました。特に年3回の参観日、誕生会、夏祭り、運動会、遠足、卒園式等様々な行事もあり、給食の提供も好評です。食事の偏食で悩んでいる事が多く、食育としても勧められています。

③ 「並行通園」

幼稚園、保育園に通園されている未就学児が小集団で支援を受けています。園生活でなかなか集団の中に入りにくく、困難さがあるお子様も、自己肯定感が持てる様になってきています。

保護者支援として送迎も行っており、1昨年度より、幼稚園、保育園の先生から連携を兼ねて「ふぁ～すと」での様子を視察して貰うなどの連携を深めています。

④ 「個別訓練」

作業療法士による感覚統合訓練、STによる言語訓練は未就学児の訓練として定着しています。作業療法士による机上OTが始まり、その専門性から微細訓練として人気があり、お子様の発達の段階や支援の内容から、保育士や、公認心理師とカンファレンスを行い、個別訓練を進めています。

専門訓練士が子どもの発達を個人的な対応で促しています。年長児の小学校入学に向けて、学習支援も行っています。

⑤ 発達検査と個別面談

公認心理師が発達検査を新版K式発達検査で行っています。保護者にお子様の状態を伝える事で、お子様の今後の支援計画にも役立っています。半年ごとの間隔をおいて検査を実施する事によってお子様の支援に関わる支援者と保護者の共通認識に役立っています。

専門的に発達についての相談がすすめやすくなっています。半年ごとに個別支援計画の見直しの為、個別面談を行っています。それ以外でも、保護者との面談が必要な場合は面談し、保護者の支援として、十分な時間をとって支援の充実を図っています。

本年も、引き続き本格的な療育センターとして発展充実させ、新たな「福祉型児童発達支援センター」へと繋げて行くためにも、

また、名実ともに中南和の療育拠点として認知されるよう、専門性のある支援者を育成する観点から、職員間での勉強会やカ

ンファレンスを行い、保護者にとっても利用しやすいセンターとして、役割を発揮していけるよう鋭意努力を重ねて参る所存であります。

(6) 児童発達支援事業並びに放課後等デイサービス事業

「ファミリーサポートかしはら（太陽）^{たいよう}」
「ファミリーサポートこおりやま（宇宙）^{そら}」
「ファミリーサポートせいわ（大地）^{だいち}」
「ファミリーサポートかしはら（大海）^{うみ}」
「ファミリーサポートかしはら（銀河）^{ぎんが}」
「ファミリーサポートかしはら（大河）^{たいが}」
「ファミリーサポートせいわ（大地の森）^{だいち もり}」
「ファミリーサポートかしはら（はやぶさ）」
「ファミリーサポートかしはら（りゅうぐう）」
「ファミリーサポートかしはら（すてっぷ）」

この事業は「障がい児が日常生活における基本動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行う」としており、成長期の児童・生徒における早期教育・早期療育支援の立場から、お母さんの就労という家族支援の観点からも、最も重要なサービスであります。

また、当法人の展開する居宅介護等事業「デイケアセンターかしはら」の利用者として、更には、卒業後の進路として、当法人の生活介護事業や就労系支援を選んで貰えることも、この事業の目的の一つでもあります。

また、法人事業収入全体の約65%前後を占めるまでに至り、法人事業躍進の原動力にも成長しております。

この事業は、事業開始直後から利用者が急激に増加し、今では、利用者が、特別支援学校4校、加えて、奈良市、生駒市、宇陀市・奥吉野、東吉野を除く、地域の小・中学校の特別支援学級の児童生徒、更には、就学前児通園施設「奈良県リハビリセンターのわかき愛育園」「かしのき園（橿原市）、仔鹿園（奈良市）」等を卒園して小学校へ進学して放課後等デイサービスへの利用契約が徐々に増加しつつあって、10事業所の契約者数は、現在303名「内訳：

たいよう 19 名・宇宙^{そら}26 名・大地^{だいち}31 名・大海^{うみ}26 名・銀河 35 名・大河 19 名・大地の森 40 名・はやぶさ 27 名・りゅうぐう 30 名・すてっぷ 50 名」と推移しており「すてっぷ」が加わった分だけ増加しています。

放課後等デイサービス事業所については、全体的には契約者数の変動はないものの、事業所別では増減がみられる。

本年度も、まだ完全には終息していない新型コロナ等を含む感染防止に気配りしながら、魅力ある活動メニューを示し、充実した放課後等の支援により、更なる利用者の増加と増収に務めて参ります。

ただ、この度の新型コロナウイルス感染による緩和措置も解消され、障害福祉サービスの報酬改正に照らした運営を行って安定運営に向けた支援を行います。3 か月の平均利用者の定員が 125% を超えないためにも、また、養護学校卒業後の進路として貫うためにも、檀原市・西和地域での新規事業所「放課後等デイサービス事業所・生活介護事業所」を創設すべく、前述の通り、本年度も引き続き用地の確保と建設に向けた活動を推進してまいります。

(7) 居宅介護等事業「デイケアセンターかしはら」

本事業は、障害のある方の休日や長期休暇等における本人の活動の幅を広げるための余暇活動等を支援する観点から、平成 19 年 11 月事業開始し、令和 8 年 4 月末で 19 年 6 か月になります。

利用者への積極的な情報提供の観点から、毎月企画発行するイベント情報も、二階堂養護学校、西和養護学校、大淀養護学校在学中の利用者には、毎月その都度ご本人に手渡し、それに、地域の小・中学校の各特別支援学級の児童・生徒に配布し、本年 3 月で、発行回数も 220 回/（月）を重ねるに至りました。

その結果、学校側の理解と協力により、くち込みや積極的な広報活動の成果もあってか、新型コロナ禍にあっても利用申し込みがあり、現契約者数が 298 名となっております。

1 昨年春までは、新型コロナウイルス感染症がなかなか収束しなかった状況下において、近隣の府県の状況により急遽の企画の変更や、参加人数の縮小などの対策により、休日等の利用者数は平均約 30～40 人程になることもありました。

しかし、本年度からは周辺府県での社会資源の活用もできる状況にもなりつつあることから、イベント利用にあたっては、引き続き感染症等への対策を講じながら、場所によっては密集にならない、手洗いの励行、マスク着用の対策を施し、「絶対に感染しない。感染させない」を常に意識し、利用者、職員ヘルパー共々徹

底して行っていく所存であります。

今後ともこの事業の重要性に鑑み、利用者がより一日を充実して過ごせるよう、様々な資源の活用、利用者の障がい特性に沿った活動内容、さらには職員、ヘルパーが個別支援計画に基づき、支援技術の向上に努め、あらゆる機会を捉えて事業所の活性化を行っていきたいと考えております。

(8) 指定「一般・特定・障害児」相談支援事業（障がい児・者相談支援センターなら）現在、契約者数「305名」

相談支援事業は、障がい児・者の自立した生活を支えていくため、利用者の抱えるニーズや、課題にきめ細かく対応するとともに、必要な情報の提供や助言等を行い、様々な地域の資源や、契約制度のもとで、障がい福祉サービスを組み合わせることを継続的に支援していくことであります。

また、個々の利用者への支援を通じて明らかになった地域課題への対応について、地域全体で、サービス提供事業者などと連携して検討し、支援体制を整えて行くことが必要であります。

この制度は、平成24年4月から全障がい児・者に適用実施するとしていますが、檀原市のように市の要綱でその上限を決めており、障がいの状況や特性等から必要性があっても、それ以上は何としても支給しないと云う市町村もあります。

○ 障害のある人やご家族が希望する生活の実現、目標の達成に向けて作成する。

○ 計画には、ご本人の希望や目標、支援方針、利用するサービスなどを記載する。

と云うこのサービス等利用計画作成の趣旨や、重要性、必要性を尊重していない行政もあります。

その一方で、本人の障害特性やそれを支援する家族の状況等を総合的に勘案して、必要な日数や時間数を支給決定している市町村もあり、その格差が著しい状況にあることから、私たちは、当事者が立ち上げた法人として、あくまでも利用者のサイドに立った姿勢を貫き、地域自立支援協議会や障害者団体協議会などの運動団体と協働して、この制度の円滑な推進と平準化に向けて市町村に求めていく所存であります。